

平成23年度 第6回中国地方整備局事業評価監視委員会

日時：平成24年1月26日（木）13：10～16：00

場所：合同庁舎2号館8階会議室

議 事 録

河川事業の審議

再評価対象事業

【旭川総合水系環境整備事業】

◎鎌倉委員

2点伺いたい。

1点目。兼基箇所では浄化施設を整備しているが、これは百間川周辺地区の下水道整備が遅れているということか。

2点目。事後評価に準ずるフォローアップとはどういう意味なのか。

◎岡山河川事務所長

1点目。指摘のとおり当該地区の下水道整備及び接続共に遅れている。

◎鎌倉委員

岡山市のような大きな街でもそんなに遅れているのか。

◎岡山河川事務所長

地区間にアンバランスがある。

◎河川計画課長

2点目。事後評価に関しては、事業全体が完了した際に事後評価を行うということになっているが、総合水系環境整備事業については、全ての箇所を合わせて環境整備事業となっているので、正式な事後評価は対象箇所全てを整備した後に事後評価を行う。

全ての箇所が終わるには長期間を要することから、完了した箇所毎に事後評価に準ずるフォローアップを実施するものである。

◎鎌倉委員

当該事業で言えば、牧石箇所が完成した後に正式な事後評価を実施するということか。

◎河川計画課長

そうである。

◎山田委員

内山下箇所と後楽園箇所のCVM調査範囲において、兼基箇所の調査範囲を除いている。

目的が違う水環境と水辺整備を調査する場合に、その範囲が重なっているからといって外す理

由は何か。

◎河川計画課長

2箇所が近傍にあり、個別に評価を行わなければならない場合は、同じ範囲に調査を行うと便益が重複することになるため、個別に切り分けて重複を防いでいる。

◎山田委員

水環境は浄化施設によって水質汚濁の改善を図るという事業で、水辺環境は市民の親水性を目的にした事業であり目的が違うが、それに対する便益は重なるのか。

◎河川計画課長

目的が違えば便益は異なるという考えもあるが、今回は安全側をみて便益の重複を避ける調査範囲の設定をしている。

◎飯野委員

牧石箇所の資料でカヌーの写真があるが、整備予定箇所のどの位置を撮影したものか。

◎岡山河川事務所長

新大原橋と大原橋の間のところで、当該整備予定箇所からは少し離れている。

◎飯野委員

整備後のイメージ図と現地状況にズレがあるかなと感じていたが、整備予定箇所と離れているのであれば理解できた。

但し、説明用資料としては、整備予定箇所でのイメージ図を掲載した方が誤解を招かない。

◎阿部委員

牧石箇所は、地元のニーズも高くても効果も認められるにも関わらず、着工してない理由は何か。

◎岡山河川事務所長

地元のニーズは高いが、岡山市をはじめとした関係者と維持管理に関する協力体制が整わなかったことが着工できていない理由であるが、去年から関係者による話し合いが始まったので、協力体制が整ったら早期に事業着手したいと考えている。

◎阿部委員

本事業は、旭川水系全体を対象とした計画だと思うが、箇所ごとの評価をしていると全体的なコンセプトが見えにくい。

◎岡山河川事務所長

旭川の場合は、後楽園や岡山城などの観光施設があるほか、高水敷を利用してスポーツも盛んに行われていることから、河川環境の保全はしつつ出来るだけ川の利用を促進することを基本としている。

ただし、百間川は平時の水が少なく水質が悪いことから、水質浄化を進めている。

◎尾島委員長

都市の下流河川の環境整備は大変重要だと思っており、人が近づきやすい環境づくりを積極的に進めていただきたいと思っている。

◎裕見委員

資料29ページの事業完了後50年間の維持管理費が、一定額ではなく凸凹があるが、精度の高い積み上げをしたということか。

◎岡山河川事務所長

箇所毎に実績に基づき算出したことにより凸凹が生じている。

◎尾島委員長

委員会としては、再評価の「対応方針（原案）」及び事後評価に準ずるフォローアップの「対応方針（案）」は妥当と判断する。

再評価対象事業

【日野川総合水系環境整備事業】

◎作野委員

福市箇所が着工されていない理由は何か。

◎日野川河川事務所長

地元からは早期に整備して欲しいという声もあったが、費用負担者である鳥取県とも相談しながら先送りになった。

◎作野委員

河川整備や水環境整備を実施するにあたって、水系全体のビジョンの中で優先順位を示さないと再評価にならない気がする。

◎河川部長

河川事業については今後20～30年間の治水事業や環境整備事業の整備内容等を定めた河川整備計画を策定する。整備計画策定においては整備局が技術的検討を行ったうえで原案を作成し、地元自治体をはじめ地域の方の意見を聴き策定することとなっている。

本日審議の旭川や日野川は整備計画策定途中であり、指摘の点も踏まえて作業を進めていくこととしている。

◎尾島委員長

委員会としては再評価の「対応方針（原案）」及び事後評価に準ずるフォローアップの「対応方針（案）」は妥当と判断する。

その他対象事業

【太田川総合水系環境整備事業（フォローアップ）】

◎飯野委員

水辺の楽校を整備するための選定基準はあるのか。

◎河川計画課長

水辺の楽校は、子ども達が安全に水辺に親しめるような環境を整備していくというコンセプトで始まっている。

その考えの基になっているのが、治水対策を行うことによって水辺に近づきにくい護岸整備等が進んできたという過去の背景もあり、その反省から、地域の子ども達に水辺に親しみ、川からいろいろ学んで頂きたいということから、子ども達の多い学校が背後にあるところを中心に整備を進めている。

◎飯野委員

河川整備の計画があり、その該当箇所に学校があればいいということか。

◎河川計画課長

整備後の維持管理については、地元の方とか地方公共団体の方をお願いすることになるので、国と地元の自治体も含めた関係者で協議会を作り、そこで計画が立てられた所について整備を進めることになっている。

◎飯野委員

これまでに維持管理の面で問題が発生した水辺の楽校はあるのか。

◎太田川河川事務所長

太田川ではそのような話しは聞いていない。地域の方がきちんと維持管理をして頂いていると理解している。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては事後評価に準ずるフォローアップの「対応方針（案）」は妥当と判断する。

その他対象事業

【太田川総合水系環境整備事業（太田川河川マリーナ）】

◎山田委員

2点伺いたい。

1点目。総事業費65億円で、国が55億円、市が10億円と記載されているが、これまでの国と市の投資額はそれぞれいくらか。

2点目。資料7ページ「広島湾域におけるプレジャーボート数の推移」において、収容施設現況能力と収容施設計画能力の説明があったが、ボートパーク広島や五日市フィッシャリーナ、観

音マリーナなどの収容施設現況能力が3,032隻で、太田川河川マリーナを除いた計画収容施設能力が3,866隻であるということは、他に民間か県営の計画があり、それに834隻が収容出来るということか。

◎太田川河川事務所長

1点目。国は46億円（国事業費の約8割）を既に投資しており、広島市は未着手である。

2点目。ボートパーク広島等の施設は全部が完成していない状況であり、それらが全て完成することで3,866隻になる。広島県などが今後整備する計画もある。

◎山田委員

さらに別のマリーナを造るのではなく、現況の施設を完成させると計画収容施設能力になるということか。

◎太田川河川事務所長

一部だけしか整備が行われていない箇所もあり、そのようなところに係留施設を整備すると計画収容施設能力となる。

◎鎌倉委員

2点伺いたい。

1点目。国として既に46億円を投資されているが、広島市に対してペナルティや違約金などは生じないのか

2点目。資料8ページの「市からの申し入れ内容」の「施設の早期有効活用の必要性」で「一旦中止以来、市民が施設を利用できない状況が続いており」というのはどういうことか。

◎太田川河川事務所長

1点目。今後広島市が施設を有効活用するというを示されているので、今のところ、ペナルティなどは考えていない。

2点目。現状では不法係留船の保管や物資の置き場などの暫定的な利活用のみで、有効な活用が図られていないことから、他の活用策を決めて早く有効活用を進めたいということである。

◎鎌倉委員

出来上がった泊地に不法係留船を持って行くことが出来ないということではなく、既に出来上がっている泊地が活用されていない状況になっているということか。

◎太田川河川事務所長

現状のままであると将来的な活用策が決まっていなかった状況が続いていくこととなるので、それよりは河川マリーナ整備を中止して他の利用策を早く決定した方が、泊地などの早期有効活用ができるという意味と理解している。

◎鎌倉委員

良い場所にあるので、早く有効活用を決定してほしい。

◎飯野委員

自動車は車庫証明がないと購入できないが、船はそのようなものがなくても購入できるのか。

◎太田川河川事務所長

船については係船施設の整備が十分でない状況もあり、自動車のような法的な整備に至っていない状況であると聞いている。

◎飯野委員

自動車は自動車リサイクル法でリサイクルのための料金をあらかじめ払わないと購入できないことになっているが、不法係留船対策についても発生する元を断つようなことを考えて行くべきであると思う。例えば、係留施設を整備するという対策の他に、船を購入する際の規制をする必要もあると思う。

また、広島県への意見照会で、「これまで整備した施設の有効な活用策を早急に提示されたい」、「今後の利活用に係る費用については、県は負担しないものとして検討をしていただきたい」という回答であるが、広島県も国と広島市とともに対策協議会に加わっているのだから、この回答はいかがなものか。

◎太田川河川事務所長

広島湾全体の対策について、広島県も国や市と一緒に実施しており、県独自に他の収容施設を整備されている。

◎飯野委員

広島県としては、河川マリーナ整備箇所は優先順位が高くなく、これ以上口も金も出さないということか。

◎太田川河川事務所長

広島県としては、河川マリーナ整備を中止してもやむを得ないとする一方、広島県が整備する施設の整備は進めていくので、河川マリーナの既に整備した泊地の有効活用は国と広島市で検討していただきたいというご意見だと理解している。

◎飯野委員

広島県が整備する施設は、今後の収容施設計画隻数として入っているのか

◎太田川河川事務所長

広島県が整備するものも収容施設計画隻数として入っており、広島県も役割分担をしている。

◎鎌倉委員

不法係留件数は広島県が全国一であり瀬戸内では岡山県も多いというのは、行政指導の問題なのか地形的な要素なのか、いろいろあると思うがどのように考えられているのか。

46億円以上を注ぎ込んで中止することとなった今回の事案の発生と関連するような気がする。

◎太田川河川事務所長

不法係留件数は広島市や広島湾ではなく広島県全体の件数であるが、広島湾域としては広島県、広島市と協力して不法係留船はかなり減っているという効果はあげてきた。

今後も国と県市と一緒に対策を進めて参りたい。

◎栢見委員

不法係留船は、発生する確率が高いといわれている南海トラフを震源とした地震による津波が瀬戸内海に入ってきた場合に、大きな川を遡上して二次被害を与えたり、遡上を妨げ津波高さを上げる可能性がある。

不法係留船対策は、地域の防災対策として取り扱うべき課題だと思うので、ソフトとハードの両面で対応すべきだと思う。

◎作野委員

広島県や広島湾の不法係留船の多さということが気になっている。

不法係留船が減ったのは行政で対策を講じた結果であると評価されているが、不法係留船が減ったとされる平成22年のプレジャーボート数を見ても、川や海に浮かんでいるボートの半分は放置船である。当委員会の所掌事項ではないが、その多さが異常であると考えべきである。

一方でこの事業の経過を見ると、不法係留船も含めてボートの置き場がないことから河川マリーナを造ろうという当時の計画であったが、時代や財政状況、広島市の方針が変わるなどの状況変化はあったにせよ、当初段階から不法係留船を減らす努力をするべきであったと思う。

◎太田川河川事務所長

不法係留船は問題だという意識は持っており、昭和62年以来広島県と広島市と協力して不法係留船対策を進めてきた。ただ一朝一夕に減ることがなかったことから係留施設の整備が必要であると判断し、平成10年に着手したものである。

不法係留船対策を進めてきていても平成18年度まではまだ不法係留船は多く、係留施設の整備は必要であったと考えている。

平成18年度から平成22年度にかけてなぜこれほど減ったのかははっきり分らないが、現況に応じて今後の対応をすべきと考えて、今回中止する対応方針(案)を説明させていただいた。

広島市からも引き続き不法係留船対策を国と一緒に進めていくという意思を伺っているので、今後引き続き対策を実施して参りたい。

◎尾島委員長

当委員会としては、事業者が出された対応方針(案)はやむを得ないと判断する。

ただし、広島市に対し早期に整備済み施設の有効活用を図るよう働きかけること。

営繕事業の審議

事後評価対象事業

【廿日市地方合同庁舎】

◎鎌倉委員

資料2 1 ページの今後の対応方針（案）「①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」で「費用対効果」という表現を使っているが、費用対効果を算定しているのか。

◎技術・評価課長

評価の視点の名称として他事業と同様な表現としているが、営繕事業ではB/Cではなく、事業案と代替案との経済比較のことを示している。

◎鎌倉委員

評価手法の説明であった事業計画の合理性のことを示しているのか。

◎技術・評価課長

はい。

◎鎌倉委員

資料1 1 ページの「事業案と代替案の比較」の代替案で、法人税等がマイナスとなっているのは何を意味しているのか。

◎技術・評価課長

代替案を算定する際に法人税が含まれる積算システムとなっており、法人税に相当する額を引いたものである。

◎鎌倉委員

福山や三次にも、合同庁舎はあるのか。

◎技術・評価課長

合同庁舎は各地にある。

◎鎌倉委員

廿日市地区のように分散していた方がイレギュラーだったのか。

◎技術・評価課長

整備方針として、土地の有効活用の観点から合同化を推進している。

◎尾島委員長

事業案と代替案の比較で、総事業費は1 1 億円であるが、5 0 年の耐用年数に対する維持修繕費などの経費を算出したら1 8 . 6 億円となり、代替案の2 3 . 8 億円より安価となることから、事業案が代替案より良いよということか。

◎技術・評価課長

はい。

◎尾島委員長

土地の占有に係る機会費用が事業案と代替案で異なる理由は何か。

◎技術・評価課長

事業案の敷地面積2,840㎡に対し、旧3官庁の合計敷地面積5,500㎡の違いである。

◎飯野委員

代替案で、3官庁をまとめた場合にそれが入るビルが他になかったという説明であったが、それは現存する施設で探したのか。

◎技術・評価課長

はい。

◎飯野委員

建物の機能が多様化してくると、同じ建物を50年間使うという考えが難しくなる。

このため民間企業では、レンタルすることによりその時代の最先端の機能を果たせる建物に移るといことが行われている。

例えば、IT化が進むとそれに対応するための庁舎修繕費用や大幅な改修が必要となり、維持修繕費が想定のコストより大きくなるということが予想される。

最近民間企業では自社ビルをあえて持たないという選択をされている場合もあるが、そのようなことは考慮したのか。

◎営繕部長

管轄区域のサービスを提供することが可能な建物は限られてくる。そのような機能を備えている施設を民間が提供できるのかというと、必ずしも無い。

さらにハートビルとか防災の面で民間ビルよりも我々が求めるもののグレードが上であるので、既存の施設だと改修が必要となり難しいというのが実情である。

◎飯野委員

ハートビル法が制定されたときに、松江でも民間企業が対応するのは難しかった。

しかし、そのような建物を作る技術を民間事業者が学習する場を与えていくというのは大切であり、日本の建設業にとっても大事なポイントだと思う。

できるだけ民間の参入の可能性を拡げていけば、役所が考える以上のアイデア等が出てくると思う。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（案）は妥当」と判断する。

－以上－